

後見制度支援信託（成年被後見人さま用）申込書

株式会社 中国銀行 宛

私は、指定金銭信託約款および後記特別約定を了承のうえ、家庭裁判所の指示書を添えて、後見制度支援信託（特約付指定金銭信託）を申し込みます。なお、申し込みにあたり、「商品概要」および「指定金銭信託約款」の交付を受け、その受領および商品内容の説明を受けたことを確認します。

申込日		令和 年 月 日									
成年被後見人さま	住所										
	氏名										
成年後見人さま	住所	お届印									
	氏名	成年後見人									
お申込金額 (当初信託金額)		円									
交付頻度・交付日 (いずれかにチェック)		〔 毎月 2か月ごと 3か月ごと 半年ごと〕の〔 15日 末日〕 分割交付不要 以下の欄は記入不要です。									
交付を開始する月 (いずれかにチェック)		信託設定日の翌々月 令和 年 月 (設定日の翌々月以降かつ設定日の1年後の応当月までのご指定下さい)									
1回の交付金額		円									
お引落・お振込先（被後見人さまの口座に限りです） 本信託の設定・解約および信託財産の交付等に関する一切の金銭・手数料・諸費用等については、本人および私に通知することなく、 下記預金口座から預金規定にかかわらず、小切手または預金払戻請求書および通帳等の提出を行わなくても、引落してください。											
店名						口座番号					
口座種別		普通・その他()						引落口座お届印			
(フリガナ)		()						○			
口座名義											

<p>私は、委託者、委託者または受益者の代理人、成年後見人その他信託契約の関係者が、現在、指定金銭信託約款第14条第1項第2号に記載のア～サのいずれにも該当しないことならびに自らまたは第三者を利用して、同条第1項第3号に該当する行為を過去にしたことが無いことを表明し、かつ将来にわたっても同条第1項第2号のいずれにも該当しないことならびに自らまたは第三者を利用して同条第1項第3号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。</p>	確約印 ○
---	----------

受入日 令和 年 月 日 当行は、この後見制度支援信託申込書を正に受理しました。	株式会社中国銀行 支店
---	----------------

後見制度支援信託（成年被後見人さま用）のご説明

1. 後見制度支援信託（成年被後見人さま用）(以下「この信託」といいます。)の信託財産は、元本が保証され、預金保険制度の保護対象となります。
2. この信託は、成年後見人さまが選任されている成年被後見人さまがご利用いただける商品で、成年被後見人さまの財産を保護し、将来にわたる生活の安定に資することを目的としています。
3. この信託の信託財産は、家庭裁判所の指示書に基づき、差し入れていただいたこの申込書に従って、定期的に一定の金額を定期交付金として、解約手数料および振込手数料無料で、ご指定いただいた成年被後見人さまの口座にお振り込みいたします。
4. この信託のお申込金額（当初信託金額）は1円以上1円単位です。
5. この信託は、以下の特別約定に定める信託終了事由が発生した場合に終了します。
6. なお、この信託は、以下の特別約定に定める信託終了事由に該当しない場合には、一切解約はできません。

後見制度支援信託（成年被後見人さま用）の特別約定

この信託は、別途交付いたしました「指定金銭信託約款」(以下「約款」といいます。)に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取り扱われます。

成年被後見人（以下「委託者」といいます。）は、株式会社中国銀行（以下「受託者」といいます。）との間で、別添の家庭裁判所の発行する指示書に基づき、この信託を設定します。なお、この信託の設定や各条項に規定する法律行為については、別途届出る委託者の成年後見人（以下「後見人」といいます。）がその法律上の任務が終了するまでこれを行うものとします。

第1条（信託目的）

約款第1条の定めにかかわらず、この信託は、第4条に規定する受益者の財産を保護し、もって生活の安定に資することを目的とします。

第2条（信託財産）

1. 委託者は、この後見制度支援信託（成年被後見人さま用）申込書（以下「申込書」といいます。）に記載の金額の金銭を信託し、受託者はこれを引き受けるものとします。
2. この信託は、申込書の受託者への差し入れおよび前項規定の金銭の授受によって成立します。
3. 委託者は、家庭裁判所の発行する指示書を添付のうえ、受託者所定の書面を提出することにより、追加信託を申し出ることができます。また、受託者は、家庭裁判所の発行する指示書に従い、委託者のために、追加信託を引き受けることができます。追加信託金は、1円以上1円単位とします。

（裏面につづく）

(銀行使用欄) 1. 取引時確認(取引時確認記録書作成) 2. 確認済の確認 店番()CIF() ・通帳、カード等提示(口座番号) ・面識あり ・その他(具体的に)	(営業統括部) 検印 登録 受付	(取扱店) 検印 顧客交付 印鑑照合 受付

後見制度支援信託（成年被後見人さま用）申込書

第3条（信託期間）

この信託の期間は、前条第2項によりこの信託が成立した日から、第7条で定める信託終了事由に該当することとなった日までとします。

第4条（受益者）

1. この信託は、委託者を受益者とする自益信託とし、約款第20条第1項の定めにかかわらず、委託者以外の受益者の指定および受益者の変更はできないものとします。委託者と受益者が異なるかまたは異なり得ることを前提とする約款の条項の一切は、この信託に適用されないものとします。
2. 受益者は、この信託成立時に受益権を取得します。

第5条（信託財産の交付）

1. 受託者は、申込書に記載の内容に従って、所定の頻度で所定の交付日に、申込書に記載の振込口座（以下「指定口座」といいます。）に振り込む方法により、所定の1回の交付金額を定期交付金として交付するものとします。なお、所定の交付日が銀行休業日の場合は、その直前の営業日に交付するものとします。
2. 受託者は、後見人から家庭裁判所の発行する指示書を添付のうえ、受託者所定の書面により、信託財産交付請求があった場合には、当該指示書記載の手續期限が経過している等支払わないことに正当な事由がある場合を除き、当該指示書に記載された金額を指定口座に振り込む方法により一時交付金として信託財産を交付するものとします。

第6条（信託の変更・解約）

申込書に記載の事項を含むこの信託の変更および解約は、原則としてできません。ただし、受託者は、後見人から家庭裁判所の発行する指示書を添付のうえ、受託者所定の書面により、この信託の変更または解約の申し出があった場合には、当該指示書記載の手續期限が経過している等正当な事由がある場合を除き、当該指示書に従ってこの信託の変更または解約をするものとします。

第7条（信託の終了）

1. この信託は、次の各号のいずれか（以下、これらを「信託終了事由」といいます。）に該当する場合には終了します。
 - （1）受益者が死亡したとき
 - （2）受益者につき後見開始取消審判が確定したとき
 - （3）約款第14条によりこの信託が全部解約されたとき
 - （4）約款第21条第4項により受託者が受益権の全部を買い取ったとき
 - （5）信託財産が第5条第1項に定める1回の交付金額に満たなくなったとき
 - （6）第6条によりこの信託が全部解約されたとき
 - （7）経済情勢の変動その他相当の事由により、信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能もしくは著しく困難であると受託者が認めたとき
 - （8）第11条により受託者が辞任したとき
2. この信託の終了の場合において、信託終了事由に該当した日になお信託財産がある場合には、受託者は、信託報酬および約款第10条に定める費用を清算したうえで、信託財産を金銭で支払うものとします。

第8条（契約時信託報酬）

受託者は、この信託契約を取り扱うにあたって、約款に定める信託報酬とは別に、この信託契約設定時に、信託報酬（契約手数料）として30,000円およびこれに対する消費税等相当額を信託財産の中からではなく別途申し受けます。

第9条（信託財産に係る報告）

受託者は、年2回信託財産の状況について受益者に報告を行います。

第10条（受益権の譲渡・質入等）

1. この信託の受益権については、譲渡、質入その他一切の処分をすることができません。
2. この信託の受益権は分割することができません。

第11条（受託者の辞任）

受託者は、信託法第57条1項の定めにかかわらず、正当な理由があるときは、受益者に対する1か月前の予告によりその任を辞することができます。

第12条（受託者の解任）

委託者および受益者は、信託法第58条第1項の定めにかかわらず、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

第13条（届出事項の変更）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者がただちに受託者に連絡のうえ、受託者が指定する書類を提出する等受託者所定の手續を行うものとします。これらの手續が遅れたために生じた損害については、受託者は責任を負いません。

- （1）届出の印章の喪失〔後見人〕
- （2）受益者の住所、指定口座その他の届出事項の変更〔後見人〕
- （3）後見人の死亡、辞任、解任、資格喪失（後見人が欠格事由に該当した場合、受益者に対する訴訟を提起した場合を含む。）および新たな選任〔後見人・後見監督人・受益者の親族等〕
- （4）後見人の住所その他の届出事項の変更〔後見人〕
- （5）受益者の死亡の事実〔後見人または受益者の相続人〕
- （6）受益者の後見開始取消審判の確定〔受益者または後見人〕
- （7）後見人の財産管理の権限の共同行使または分掌を定める審判の確定〔後見人〕

第14条（適用条項）

1. 特約に定めない事項については、約款が適用されるものとします。ただし、約款第2条第2項ただし書および第3項、第13条ならびに第20条第1項および第3項は、この信託には適用されないものとします。なお、約款第15条については、同条第4項中「第13条第3号」とあるのは「特約第7条第1項第3号」と読み替えるものとする。
2. 特約の各条項と約款の各条項が抵触する場合には、特約の各条項が優先して適用されるものとします。
3. 特約および約款に定めない事項が発生した場合は、受託者が委託者と協議のうえ決定します。

以上